

令和4年多摩市議会第1回定例会について

1 日程

令和4年3月1日（火）～3月30日（水）（30日間）

行政報告等、施政方針、代表質問、一般質問	3月1, 2, 3, 4, 7日（5日）
補正・条例	3月8日（1日）
予算決算特別委員会	3月11, 14, 15, 16, 17日（5日）
常任委員会	3月18, 22, 23, 24日（4日）
最終日	3月30日

2 国民健康保険に関する一般質問

なし。

3 令和3年度補正予算について

(1) 一般会計補正予算（第13号）

全議員賛成。

(2) 国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

全議員賛成。

4 令和4年度当初予算について

(1) 一般会計予算

全議員賛成。

(2) 国民健康保険特別会計予算

全議員賛成。

5 多摩市国民健康保険条例の一部改正について

提案理由

（結核医療給付金）

多摩市国民健康保険条例第8条の2に規定する結核医療給付金の給付を受ける

者の被保険者区分「20歳以上の被保険者」について、成年年齢を引き下げること等を内容とする民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）の公布等を踏まえ、「18歳以上の被保険者」による区分に改めるため、条例の一部を改正するもの。

全議員賛成。

6 多摩市国民健康保険税条例の一部改正について

提案理由

（多摩市国民健康保険税の保険税率等の改定）

医療分所得割率を 5.59% (5.48%)、同均等割額を 28,200 円 (27,600 円) に、後期支援金等分所得割率を 1.82% (1.78%)、同均等割額を 11,600 円 (11,400 円) に、介護納付金分所得割率を 1.62% (1.58%)、同均等割額を 11,800 円 (11,600 円) に改めるもの。※カッコ内は改正前

均等割額の変更に併せて、医療分、後期支援金等分及び介護納付金分の均等割軽減額を変更する。

（未就学児に係る国民健康保険税の軽減措置）

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）」が令和3年6月11日に、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和3年政令第253号）」が令和3年9月10日に公布されたことにより、令和4年度より未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額が減額措置されることとなったため、所要の改正を行うもの。

主な改正点

対象者：多摩市国民健康保険に加入する未就学児（満6歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある者）

減額割合：均等割額の5割（低所得者に係る軽減を受ける場合は、その軽減後の5割を減額）

全議員賛成。

7 陳情について

なし